

第1回「今後の認証制度のあり方に関する検討会」議事録

1. 日 時

平成16年10月26日（火） 13:30～15:30

2. 場 所

国土交通省2号館低層棟 共用会議室5

3. 出席者（敬称略：順不同）

<検討員>

吉本堅一、廣瀬久和、鶴岡憲一、磯村浩子、藤原敬生、豊田榮次、金井誠太、和田政信
の各検討員

<国土交通省>

金澤自動車交通局長、久米技術安全部長、中田総務課長、増井審査課長 他

議事次第

議事

- ①「今後の認証制度のあり方に関する検討会」について
- ②リコールに係る不正行為事案及びその対応の説明
- ③我が国及び諸外国の自動車認証・リコール制度の紹介
- ④我が国の他製品に関する制度の紹介

議事概要

○座長選任について

座長は、吉本堅一東京大学名誉教授が選任された。

<質疑・応答>（●質問・意見、→質問・意見に対する回答）

①今後の認証制度のあり方に関する検討会について

資料1に基づき事務局より説明。

●検討項目は今後の対応とか、今後の制度面等々を検討するということにウエートが置かれていると考えているのか。これまでのどこに問題があったかというようなところは直

接この委員会の対象ではないということか。

→これまでの問題点を踏まえた上で、今度どうしたらいいかというほうが重点ということ。

●検討項目は、両方必要だと思っている。しかしやっていると切りがないという面があるから、あまり後ろ向きなのがいいとは思わないが、ある程度、どこに問題があったかということとは検討に入れていただけるとありがたい。

●中間とりまとめが11月末だということであるが、最終とりまとめというのはいつごろを考えているのか。

→まずは、中間のほうだけセットさせていただき、その後の話については、今回のリコールの問題と切り離れた形で、どうあるべきかということになると思うので、その時点でスケジュールを組まして頂きたい。

②リコールに係る不正行為事案及びその対応の説明

資料2に基づき説明。

●型式指定の審査の段階で、審査を厳しく実施していれば、今回のような不正事案は防げた可能性もあるのではないか。

③我が国及び諸外国の自動車の自動車認証・リコール制度の紹介

資料3に基づき説明。

●ヨーロッパは、安全問題については、規制緩和ではなく強化の方向。アメリカも決して放任ではない。経済学の専門家の方は割に、あそこは何もかも規制緩和だと言っているようであるが、実態を見ると、食品と薬品と車については、非常に日常生活に密接なので、それは連邦が日本以上にしっかりした規制をしている。

●米国は、何か起きたときの損害賠償のPL訴訟というのはすごいから、あれがものすごく抑止力になっている。そういうのが総合的に、アメリカでは非常に安全な方向に向けた規制になっている。

●日本のリコール制度も創設されて以来、罰則を強化したり、流れがずっとあった。次回までにそのところはちょっと補足してほしい。

●自動車のリコールの基準について、もう少し一般的に、危ないかどうかというところは、どうも基準に入っていないような気がする。もうちょっと柔軟に、ルール自体が古くなることもあるので、そこはやっぱり、基本はとにかく市場に出るものは安全であるという、そういう方向の規制ができるようにして頂きたいと思っている。

→今のご指摘については、通達ベースの改善対策という制度でリコールに準ずる対策としてとっている。

●どうしてリコールを隠すというようなことができたのかとかは、全体の中でやはり位置づけないと、問題がちゃんと見えてこないのではないかと考える。ですから（今後）このリコール制度とか認証制度そのものについても検討していただいているのは、大変ありがたいと思っている。

●ユーザーの希望としては、リコールに関する手続きを適正に行うことはもとより、品質管理体制等を強化し、リコールの件数を減らして欲しい。

●ユーザーの立場からは、自動車を製作する会社が、リコール制度に則って適正に対応できる会社であること、また、信頼できる会社であることが必要。それらをチェックできるような仕組みをどのように作るかが課題。

●昨年11月に、消費者満足に関する意識調査をして、そこで企業の違法行為や不祥事への対応行動について聞いた。選択肢の中で一番多かったのは、「企業の対応により態度を決める」というので54%ぐらいであった。その次が「製品を意識的に買わない」というので39%ぐらいであった。これを見ると、不祥事があって反省すべきはずなのに、型式指定を受けてすぐに新しいのを売り出すというあたりについては、まだ反省というか、問題への対応が十分ではないのではないかという意識につながると思う。ここから類推すると、「企業の対応により態度を決める」という、そのあたりが、「ルールにより一定期間は認証をしない」とか、「それに対する対応策を考える」というところに結びついていくのではないかと思う。

●認証を強化する、審査を強化するというのは、結局何か、審査を強化したって100%

は見られない。ですからむしろメーカー側がしっかりやるような、やらなかったら社会的に制裁を受けるようなことを考えない限りだめなのかなという気がする。というのは、認証とリコールというのは事象が全然別である。リコールという、今問題にされているのは、ちゃんと公開しなかった、届け出なかった、隠したということ。認証のほうで強度計算書を出させるというのは、これは技術。技術の話とマネジメント。マネジメント的な問題を技術で幾ら審査しても、多分審査し切れないんじゃないかなという気がしている。

●アメリカの場合は結果責任を強く問うという形だと思う、日本と比べて。日本の場合は事前規制というか、型式申請があった場合に審査を行う。その審査の方式の中に、ルールの中に結果責任を問うという、特に不正が行われた場合に、より厳しく問うというルールを盛り込むということは可能ではないかと思う。対応力の不足が確認されているにもかかわらず、型式申請があった場合、それをすっと通しちゃっていいのかどうかという、そこが今回の最大の問題ではないかと理解している。

●認証を行った後に数年後に何らかの形で再審査を行うという仕組みを検討することも一案ではないか。

④我が国の他製品に関する制度の紹介

資料4に基づき説明

○開催日等について

次回は11月16日（火）、次々回は11月26日（金）に開催することとなった。